８－１　再生資源利用計画・再生資源利用促進計画

【資源有効利用促進法 政省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第９条、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第８条）】

《掲示場所》工事現場の見やすい場所

《留意点》計画書の様式に掲載されている建設資材を搬入する場合及び建設副産物が工事現場から発生する場合は作成を要する。

※令和５年１月１日以降、新たに請負契約を締結する工事に適用

（システムによる様式の印刷が可能となりました）

令和５年３月９日以降、建設副産物情報交換システムで、現場掲示様式「再生資源利用（促進）計画書－現場掲示用－」の出力が可能となりました。

※建設副産物情報センターのホームページを参照。 https://www.recycle.jacic.or.jp/

再生資源利用計画書 －現場掲示用－

1. 工事概要

2. 建設資材利用計画

再生資源利用促進計画書 －現場掲示用－

1. 工事概要

2. 建設副産物搬出計画